



掲載位置については、ローテーションでの表示となります。  
 イメージは実際の画面とは異なります。また、予告なく大幅にイメージが変更になる場合があります。

## PR

- \* ご希望の固有名詞に広告掲載可能  
 人気ワードをパッケージ化した「ベーシック」に加え、ご希望の固有名詞への広告掲載が可能になりました！
- \* 固有名詞単位で原稿・リンク先が設定可能  
 ユーザの興味関心に合わせたクリエイティブとランディングページの設定が可能です。

## 商品概要

- 【対象広告主様】iモードメニューリストサイト(公式サイト)様のみご掲載頂けます
- 【掲載期間】 2010.1.1. 0時 ~ 2010.3.31. 24時
- 【料金】 クリック課金制(ワードジャンル毎に定められた単価制)  
 予算上限額の設定が可能です。受注後の下方修正はできません。  
 1発注あたりの最低予算15万円より発注いただけます。  
 1発注の1ヶ月間の課金合計額が1万円未満の場合、請求額は1万円に切り上げます。
- 【対象ワード】 固有名詞(人名・商品名・サービス名など)
- 【掲載ワード数】 1発注につき最大50ワード + 月間10ワードまで追加可能
- 【枠数】 20枠(1枠 = 1サイト)
- 【掲載面】 i Menu検索結果画面(左イメージ参照)
- 【掲載端末】 FOMAのみ
- 【原稿仕様】 テキスト(「原稿規定」参照)
- 【入稿締切】 掲載開始13営業日前
- 【原稿差替】 可(期間中に1発注につき月内3回まで。D2C営業日の営業時間内のみ対応可。差替時刻の指定はできません。希望日の4営業日前までに入稿ください。)
- 【掲載形式】 ローテーション

### 備考

- ・ 広告掲載可否については、事前に弊社営業までお問合せください。
- ・ システム上、他の検索連動広告商品の掲載が優先され掲載されない場合があります。
- ・ クリック課金商品につき、配信数、クリック数、掲載期間、設定した予算上限額の期間内の消化、期間中の連続的な掲載の保証はありません。
- ・ 料金は、連続掲載であっても月末日締め、月ごとのご請求となります。
- ・ 枠数は変動する場合があります。
- ・ らくらホン、キッズケータイなど、FOMAであっても「検索窓」がない場合があります。この場合、広告掲載は行われません。
- ・ 海外ローミング時には広告掲載されません。
- ・ 発注メールの受信をもって本セールスシートの内容についてご確認ご承諾いただけたとします。

本商品はエントリー制です。詳細は「エントリー・発注について」をご確認下さい。  
 (エントリー締切 11/26(木)正午 見積・掲載可否確認締切 11/18(水)正午)

### クリック単価について

i Menu 検索連動広告 - 固有名詞掲載は、掲載ワードのワードジャンル毎に設定されたクリック単価が適用されます。お見積もりの際に、いただいた掲載希望ワードのワードジャンル・クリック単価をD2Cにて併記してお戻しいたします。

ワードジャンル	クリック単価	想定ワード
ミュージック	25円	音楽関連の人名(アーティスト・作詞家・作曲家等)・曲名・コンテンツ名(CDタイトル等)ほか
人名	10円	「ミュージック」に該当しない人名(タレント・スポーツ選手・作家・芸術家・アナウンサー・歴史上の人物等)
ファッション	20円	ファッション関連のブランド名・商品名ほか
エンタメ	30円	ドラマ・映画・アニメ・ゲーム・マンガ関連のワード(タイトル・登場人物等)・その他各種キャラクター名ほか
その他	30円	(上記に含まれない固有名詞全て)

#### 【備考】

・掲載ワードのワードジャンルは、お見積もり時にD2Cにて判断させていただきます。ご希望のワードジャンルとは異なる判断となることもございますので、予めご了承ください。

・掲載ワードのワードジャンルの判断は、お見積もりの時期により異なることがあります。

・ワードジャンル・クリック単価は予告なく変更されることがあります。

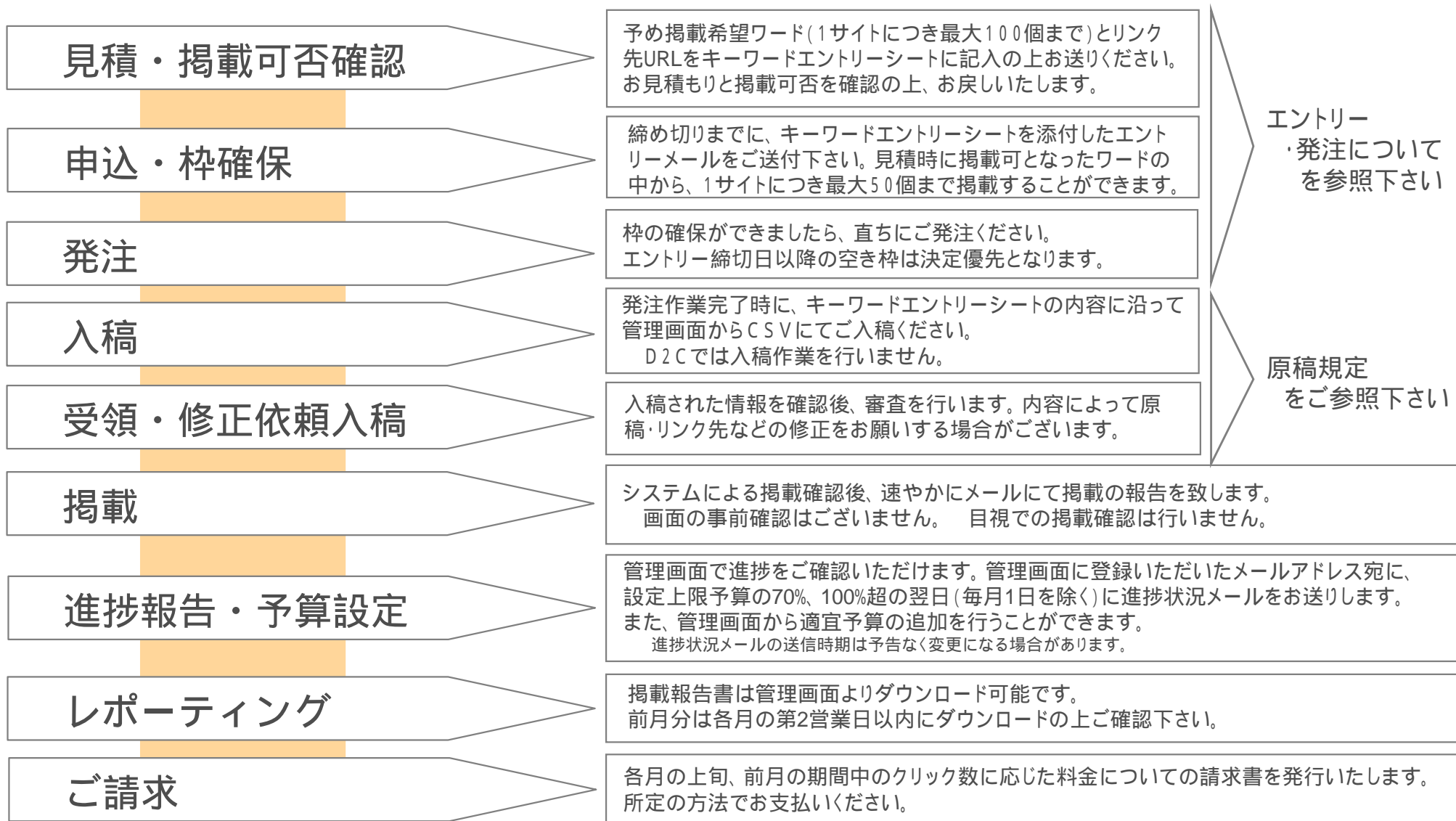
・固有名詞であっても掲載いただけない場合がございます。

・お申し込み後、弊社判断により掲載を停止させていただく場合がございます。

・掲載期間中に掲載中のワードの掲載を停止することはできません。

・[1-3月期のみの特典対応] 掲載ワードの変更(差し替え)は期間中に1回のみ、最大30ワードまで可能です。変更日の指定がある場合は、変更日の10営業日前までに変更専用フォーマットにてお見積もり依頼を、また4営業日前までに入稿をお願いいたします(D2C営業日のみ対応可・時間指定不可)。変更日の指定が無い場合は、入稿後の審査完了次第の掲載開始となります。

はi Menu検索連動広告 - ベーシックと異なる箇所ですので特にご注意ください。



## 見積り・掲載可否確認について

- ・エントリー・発注にあたっては事前に見積り・掲載可否確認が必要です。掲載不可及び未確認の場合はエントリー・発注することができません。
- ・見積り・掲載可否確認はサイト毎に必要となります。
- ・見積り・掲載可否確認にあたっては、1サイトにつき最大100個までの掲載希望ワードをキーワードエントリーシートにご記入の上お送り下さい。  
( 詳細はD2C営業まで確認下さい。 )
- ・掲載可否確認済みであっても、リンク先サイトや訴求内容が変更された場合は、都度、掲載可否確認が必要です。
- ・キーワードエントリーシートには英数字は半角小文字、カタカナは全角でご記入ください。
- ・システム仕様上、掲載ワードの全角/半角、大文字/小文字、長音記号/マイナス記号は区別されず、同一ワードとみなします。その為、ワード算出上の都合により、英語は半角小文字、数字は半角、カタカナは全角、長音記号はマイナス記号にて見積り結果をお戻しいたします。( 詳細はキーワードエントリーシートをご覧ください )
- ・最新実績に基づき見積りをお出しする為、ご依頼頂く時期により見積り結果が変動する場合がございます。

## エントリーについて

- i Menu検索連動広告 - 固有名詞掲載はエントリー制です。  
右記、エントリーメールフォーマットの内容に従って締め切りまでにエントリー願います。  
なお、以下のエントリーは内容にかかわらず無効となりますのでご注意ください。
- ・弊社見積および掲載可否判断がなされていない場合。
  - ・見積結果が月額5万円に達していない場合。
  - ・sales@d2c.co.jp以外のアドレスにエントリーをいただいた場合。
  - ・エントリーメールフォーマットの内容と異なる場合。内容を満たしていない場合。
  - ・キーワードエントリーシートが添付されていない場合。
  - ・同一クライアント様から異なる複数の広告会社よりエントリーいただいた場合。
  - ・その他、D2Cが不適当と判断した場合。

## 発注について

- エントリーの結果、枠の確保ができましたら直ちにご発注下さい。  
以下の場合、自動的に枠をリリースいたしますのでご注意ください。
- ・エントリー結果をお戻し後3営業日以内にご発注いただけない場合。
  - ・エントリー時の情報と異なる発注の場合(クライアントの差替え含む)。
  - ・発注メールフォーマットの内容と異なる場合。内容を満たしていない場合。

## その他

- ・エントリー・発注時の予算は3ヶ月分合計でご指定下さい。  
月単位での上限設定が必要な場合は加えてその旨指定下さい。  
月単位の指定が特にない場合は、月にかかわらず一括指定とみなします。
- ・月単位での予算設定をされる場合、各月の上限予算は同額でご指定下さい。
- ・掲載期間内に指定した予算に対して達した場合は掲載を終了します。  
掲載終了をもって掲載枠は自動的にリリースになります。

## メールフォーマット

### エントリー

宛先: sales@d2c.co.jp  
件名: 【検索エントリー】 広告主名 / 固有名詞掲載 / 1-3月  
本文:  
【広告主】 株式会社 (正式名称)  
【広告会社】 株式会社 (正式名称)  
【申込みメニュー】 iMenu検索連動広告 固有名詞掲載  
【掲載期間】 2010/1/1 - 2010/3/31  
【掲載ワード】 添付のキーワードエントリーシート参照  
【上限予算】 万円 (3ヶ月分)  
【備考】  
【リンク先URL】 http://www.xxx.co.jp/i/  
アップがまだの場合はアップ予定日  
【連絡先】 部課、担当者名、電話、E-mail

**キーワードエントリーシートを添付してください**

### 発注

宛先: sales@d2c.co.jp  
件名: 【検索発注】 広告主名 / 固有名詞掲載 / 1-3月  
本文:  
【広告主】 株式会社 (正式名称)  
【広告会社】 株式会社 (正式名称)  
【申込みメニュー】 iMenu検索連動広告 固有名詞掲載  
【掲載期間】 2010/1/1 - 2010/3/31  
【上限予算】 万円 (3ヶ月分)  
【備考】  
【リンク先URL】 http://www.xxx.co.jp/i/  
アップがまだの場合はアップ予定日  
【連絡先】 部課、担当者名、電話、E-mail

**キーワードエントリーシートは添付不要です**  
(エントリー時の内容がそのまま発注内容となります)

### マルチワード(複数語)対応について

マルチワードの掲載指定が可能です。(完全一致のみ 構成語数制限なし)

例)「D2C\_\_広告」(\_\_はスペース)

### 配信ルール

- ・ユーザー入力ワード(の1語目)が、原稿を登録した掲載ワードと完全一致した場合に広告が配信されます。

全角半角、大文字小文字の区別はありません。

例) 掲載ワードが「D2C」の場合(\_\_はスペース)

「D2C」	配信されます
「d2c」	配信されます
「D2C__広告」	配信されます
「D2Cの広告」	配信されません(完全一致しない)

- ・マルチワードの場合は、ユーザー入力ワードと完全一致した場合のみ広告が配信されます。

例) 掲載ワードが「D2C\_\_広告」の場合(\_\_はスペース)

「D2C__広告」	配信されます
「D2C__広告__汐留」	配信されません(完全一致しない)

### 掲載ワードの追加・削除(停止)・変更

- ・追加:

掲載開始7営業日前までにご依頼下さい。

(7営業日以前であっても、媒体社判断の都合により開始日通りの掲載ができない場合があります)

- ・削除(停止):

基本的に期間中の削除(停止)は受け付けません。

- ・変更(差し替え):

[ 1-3月期のみの特対応 ] 掲載ワードの変更(差し替え)は期間中に1回のみ、最大30ワードまで可能です。変更日の指定がある場合は、変更日の10営業日前までに変更専用フォーマットにてお見積もり依頼を、また4営業日前までに入稿をお願いいたします(D2C営業日のみ対応可・時間指定不可)。変更日の指定が無い場合は、入稿後の審査完了次第の掲載開始となります。

### レポーティング

- ・管理画面にて1ワード単位で各種指標をご確認いただけます。
- ・掲載報告書は発注(キャンペーン)単位の発行となります。

### 注意事項

・掲載にあたっては、広告表現およびリンク先の内容が第三者の商標権、パブリシティ権、著作権その他一切の権利を侵害していないことを広告主が保証することを条件とし、D2Cの発注メールの受領をもって、D2Cは広告主が上記事項を表明し保証したものとみなします。  
また、本件サービスに関連し生じた一切の損害について、D2Cおよび媒体社はその責を負いません。予めご了承下さい。

- ・掲載可の判断、または、掲載中であっても、D2Cおよび媒体社の判断・都合により事前の予告なく掲載を中止することがあります。これにより生じた一切の損害および逸失利益について、D2Cおよび媒体社は一切の賠償責任を負いません。また、第三者による申し立てに対しての対応も行いません。予めご了承下さい。



株式会社ディー・ツー・コミュニケーションズ(以下、「D2C」という)が運営し、または、D2C以外の他社によって運営されD2Cが取り扱う検索連動広告媒体(以下、「D2C媒体」という)への広告掲載(総称して以下、「本サービス」という)に関して、広告会社または広告主は本規約の各条項を遵守するものとする。

## 第1条(本規約の目的)

本規約は、広告主又は広告会社がD2C媒体に広告を掲載する際の基本的合意事項と諸条件とを明らかにし、D2Cと広告主及び広告会社との間の業務が円滑に執り行えるようにすることを目的とする。

## 第2条(定義)

本サービスにおいて使用される用語の意味は、以下の通りとする。

- 1 「取引会社」とは、D2Cが本規約に基づき直接取引する広告会社または広告主をいう。
- 2 「広告媒体」とは、広告掲載に利用される媒体をいう。ここでは、D2C自ら運営する、または、D2C以外の他社によって運営される、モバイルインターネット上や一般利用者の端末で実行されるアプリケーション(以下「アプリ」)上に存在する広告表示のスペースをいう。
- 3 「広告配信」とは、広告ウェブサーバ、アプリ(以下、「サーバ等」という)から「広告媒体」に対して、広告主の広告情報がテキスト・図形・画像等に表現されるよう記述した情報を送信することをいう。
- 4 「リンク」とは遷移先たる広告主サイトの位置情報を一般利用者の端末に対して送信することをいう。
- 5 「広告掲載」とは、広告配信およびリンクを総称していう。
- 6 「広告配信数」とは、サーバ等にて記録された「広告配信」を行った回数をいう。
- 7 「リンク数」とは、サーバ等にて記録されたリンクを行った回数をいう。「クリック数」も同義である。

## 第3条(本サービスの利用条件)

- 1 取引会社は、以下の各号に該当するサイトについて、本サービスを利用できないことを確認するものとする。
  1. 通信販売店で「特定商取引法」に基づく表示がなされていないサイト
  2. ねずみ講、マルチ商法やそれに類する内容のサイト
  3. 他人の権利を侵害しまたは侵害する恐れのあるサイト
  4. アダルトサイトや出会い系サイト
  5. 公序良俗に反する、または法律違反を助長するサイト
  6. 他人に不利益を与えるサイト
  7. その他D2Cが不適当と判断するサイト
- 2 取引会社は、本サービスからの遷移先たる広告主のサイトにおいて、一般利用者の個人情報(「個人情報」とは、広告枠に掲載された広告を通じて取引会社が直接・間接を問わず取得した、第三者(個人及び法人)の名称・住所・電話番号・電子メールアドレス、性別・年齢・生年月日・職業・クレジットカード番号・各種会員番号・各種パスワードをはじめとする、第三者の属性に関する一切の情報を言う。)を収集する場合、これに対する不正アクセス、盗聴、データの改ざん等を防止するために必要な技術的措置(SSL通信・サーバの要塞化等)を講じるものとする。なお、D2Cが本サービスの機能を利用して、広告主の個人情報収集を代行している場合はその限りではない。
- 3 取引会社は、本サービスに関連してユーザーまたはその他関連する第三者が何らかの意思を示した場合は、掲載開始から掲載終了後であっても、その対応を行うものとし、当該対応についてD2Cが何ら協力する義務を負わないことを了承するものとする。
- 4 本規約に基づく取引会社が広告会社である場合、当該広告会社は、あらかじめ自己の取引先である広告主に、本規約の内容を遵守させるものとする。

## 第4条(損害賠償責任)

- 1 取引会社は、自己の判断と責任において本サービスを利用することを確認する。
- 2 本サービスにかかるシステム・通信機器設備に支障が生じた場合又は広告掲載に何等かの障害が発生した場合、D2Cは取引会社に対して何等責任を負わない。但し、D2Cの故意・過失によって、広告掲載に不備が生じた場合において、クリック数に応じ課金される商品の場合は不備が生じたクリックについての課金請求を行わないこととする。これによって、当該損害賠償責任、取引会社に生じた特別損害および逸失利益その他一切の損害について、D2Cは免責されるものとする。
- 3 前項の各事由が生じた場合といえども、適切に配信された広告掲載については、D2Cにその費用を請求する権利がそのまま留保されるものとする。

## 第5条(掲載中止)

本サービスにかかる広告掲載にあたって、以下の各号に定める事象が発生した場合、D2Cは当該広告の広告掲載を取引会社への通知無く中断又は中止若しくは内容を変更することがあるものとし、取引会社は当該月にクリックされた回数に応じた課金額を滞りなく支払うこと、およびD2Cがかかる事由に対し何等責任を負わないことを承諾する。

- ・ 広告主サイトへの遷移が正常に行われない場合
- ・ 広告主サイトへの遷移が困難(サーバダウン・ネットワーク障害)である場合
- ・ 掲載内容の不備又は第三者からの掲載内容等に関する苦情があり、これによりD2Cが広告掲載を継続することが困難であると判断した場合
- ・ サーバ等にてメンテナンスを行う必要がある場合
- ・ その他D2Cが不適切であると判断した場合

## 第6条(審査)

前条に拘わらず、D2Cが、掲載終了までにサイトを掲載不適切と判断する事態が発生した場合、または事前審査での内容と掲載期間中の内容が相違して不適切と判断した場合は通知なく(掲載を停止するとともに、取引会社は発注時にD2Cに提示した予算上限金額の100%を滞りなく支払うものとする。ただし、予算上限金額の指定なき場合は、100万円または当該月にクリックされた回数に応じた課金額のいずれかのうち、多い額とする。

## 第7条(連絡先)

本規約に基づく取引会社が広告会社である場合、広告会社は、本サービスにかかる緊急連絡先をD2Cに明示するとともに、当該サービスにかかる基本契約の有効期間中随時D2Cの広告主に対する緊急連絡の要否について調査、判断し、これを必要と判断した場合には、すみやかに広告主の連絡先をもD2Cに対して明示するものとする。

## 第8条(広告媒体の変更)

D2Cは、取引会社への事前の通知または承諾を要することなく、広告媒体について追加または削除するなどの変更、及び既に広告掲載のある広告媒体においても掲出位置、意匠または掲出方法等の変更を行うことができる。D2Cは、これら変更によって生じたクリックについても取引会社の承諾を得ることなく(課金および請求する権利を有するものとする。

## 第9条(クリック数の根拠)

本サービスにおいて、クリック数に応じて課金する商品の場合、D2Cが正当と認めたクリック数について課金および請求することができるものとする。

## 第10条(管理画面の利用)

- 1 取引会社は本サービスの利用にあたり、D2Cが予め指定するウェブサーバ(以下 管理画面)を利用することとする。
- 2 管理画面の利用にあたって必要な機器、通信手段等は取引会社の責任において用意する。管理会社はそれらが管理画面の各種機器・機能を妨害、破壊、制限する恐れがないよう適切に管理することとする。
- 3 管理画面の利用に必要なログインID、パスワード、キャンペーンID、認証コード等(以下ID等)はD2Cより通知する。ID等の管理は取引会社の責任において行なうものとし、万が一、ID等を紛失、漏洩した場合には直ちにD2Cに報告するものとする。ID等を紛失、漏洩したことにより生じた損害については、全て取引会社負担とする。
- 4 管理画面の利用は取引会社自らの責任において行なうものとする。利用によって生じた一切の損害および逸失利益について、D2Cは一切の賠償責任を負わない。
- 5 取引会社は管理画面の利用にあたり、管理画面の各種機器・機能を妨害、破壊、制限するような行為を行ってはならない。利用に起因しD2Cに損害が発生した場合、取引会社は当該損害を賠償することとする。
- 6 D2Cは予告なく管理画面の機能を変更、停止または中止することができる。変更、停止または中止した場合にも、D2Cは取引会社に対して一切の責任を負わないものとする。

## 第11条(キャンセル)

本サービスにおいて、エントリー後の枠確定以降のキャンセルは原則受付けないものとする。止むを得ない理由でキャンセルを受付ける場合については、D2Cの責による場合を除き有償とし、その金額は掲載予定料金の100%とする。クリック数に応じて課金する商品の場合は、エントリー時に取引会社より指示のあった予算上限額を掲載予定料金とし、予算上限の指定なき場合は、100万円または当該月にクリックされた回数に応じた課金額のいずれかのうち、多い額とする。

## 第12条(広告掲載報告書)

- 1 D2Cは、原則として、予め定めた条件により広告掲載が終了した日以降、もしくは、広告掲載が複数月に跨る場合はその広告掲載月毎に当該月末日以降、直ちに取引会社に対してメール等にて広告掲載報告書を送付するものとする。広告掲載報告書の掲載内容はD2Cが別途定めるものとする。
- 2 取引会社は、広告掲載報告書の受領後、すみやかにその内容についての確認を行うこととする。D2Cが広告掲載報告書を送付した日から2営業日経過後は、取引会社は内容に同意したものとみなされる。

## 第13条(本規約の変更)

D2Cは、取引会社への事前の通知または承諾なくして、本規定または本規定にかける別紙の全部または一部を変更することができるものとする。継続的に広告掲載を行う場合においては、変更後に広告掲載を行った時点で取引会社は新規約に同意したものとみなす。

## 第14条(本規定の適用)

本規定は、2009年2月27日より適用するものとする。